

## 平成25年度愛知のふるさと食品コンテスト開催要領

### (目的)

第1条 近年、加工食品に輸入食材が多く利用されており、輸入品に対抗できる県内産地の体質強化が求められている。一方、食の安全・安心に対する関心の高まりから、国産食材を利用した加工食品に対するニーズが増大し、県産農林水産物の利用拡大を図る好機を迎えている。

このため、県産農林水産物を活用した加工食品の新たな需要を掘り起こし、農林水産物の生産振興に資することを目的に、平成25年度愛知のふるさと食品コンテスト（以下「コンテスト」という。）を開催する。

### (主催)

第2条 コンテストは、愛知県が主催する。

### (出品)

第3条 コンテストへの出品は、公募により募集する。

### (出品要件)

第4条 募集するふるさと食品は、(1)の基本要件を満たし、かつ(2)の部門別要件のうち、ア～ウの何れかを満たすものとする。

#### (1) 基本要件

- ア 過去に食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」で、農林水産大臣賞を受賞していないもの。
- イ 県産農林水産物を主な主原料として、3年以内に製品化された加工食品であるもの。
- ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）を始め、加工食品の品質表示に係る法令に基づく基準を遵守していること。

#### (2) 部門別要件

- ア 新技術開発部門  
ふるさと食品の製造・加工に関する新技術の開発若しくは実用化を行ったもの。
- イ 新製品開発部門  
ふるさと食品について新製品の開発を行い製造・加工を行ったもの。
- ウ 県産農林水産品利用部門  
ふるさと食品の製造・加工を通じて、農産物、畜産物、水産物や林産物の原料調達、雇用促進等の面で地域の発展・活性化に功績のあったもの。

### (応募方法)

第5条 コンテストに出品を希望する者（以下「応募者」という。）は、以下により必要書類を提出するものとする。また、応募者は審査に要する試食品を提供するものとする。

なお、試食品の提供に要する経費、及び審査会場までの試食品の送料は応募者の負担とする。

- (1) 提出書類 応募申請書（様式1）、審査資料（様式2及び様式3）、その他補足資料（企業の概要、パンフレット等）
- (2) 提出期間 平成25年7月26日(金)まで
- (3) 提出先 愛知県農林水産部食育推進課 消費・食品表示グループ

### （審査）

第6条 コンテストの審査基準は、以下のとおりとし、具体的な審査項目等は、別に定める審査規程による。

- (1) 農林水産物の原料調達、雇用促進等の面で地域の発展、活性化に功績があると認められるものであるか。
- (2) 先端的技術等の使用により地域の農林水産業の生産等に大きな影響を与えているものであるか。
- (3) 優れた新技術により開発されたものであるか。
- (4) 商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているものであるか。
- (5) 原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるものであるか。
- (6) 表示・価格が適正なもの及び包装、包装デザイン等が優れているものであるか。
- (7) 原料・原産地表示に関する情報提供が適正に行われているものであるか。

### （審査会）

第7条 コンテストの審査会を以下の日時、場所で開催する。

- (1) 日時 平成25年8月9日(金) 午後2時から
- (2) 場所 あいち産業科学技術総合センター 食品工業技術センター  
名古屋市西区新福寺町二丁目1-1  
電話 052-521-9316

### （出品に対する審査後の取扱い）

第8条

- (1) 県は、審査結果（審査員の講評及び最優秀食品）を応募者に通知するものとする。
- (2) 審査会において最優秀食品に選出されたふるさと食品については、食品産業センターが主催する「平成25年度優良ふるさと食品中央コンクール」に県から推薦する。  
なお、農林水産省の食農連携促進事業に係る食品については、食品産業センターと調整の上、別に推薦することがある。

(応募者に対するPR機会の提供)

第9条 応募者の希望により、出品を「いいともあいち情報広場」(ホームページ)で紹介・PRする。

(事務局)

第10条 コンテストの事務局は、愛知県農林水産部食育推進課消費・食品表示グループに置く。

(その他)

第11条 その他、コンテストに関して必要な事項は、別に定める。